日調連発第２７５号
平成２４年１２月２８日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等が不正に取得された場合における本人通知制度について（参考送付）

標記について、福岡会から別添のとおり福岡県久留米市において平成２４年１２月１日から実施されている旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

福 調 発 第 ６ ０ ８ 号
平成２４年１２月１９日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　竹　内　八十二　殿

福岡県土地家屋調査士会
会　長　草　賀　裕　一　㊞

住民票の写し等が不正に取得された場合における本人通知制度について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が福岡県久留米市において、平成２４年１２月１日より別紙のとおり施行された旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

（公印省略）

24民市第508号
平成24年12月4日

福岡県土地家屋調査士会会長　様

久留米市長　楢原　利則
（市民文化部市民課）

住民票の写し等が不正に取得された場合における本人通知制度の施行について（依頼）

平素より、市民課業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、本市では、市民の人権や利益の侵害を防止するため、住民票の写し等の不正取得が明らかになった場合に、不正に取得された本人に対して、当該不正取得の事実を通知する制度を平成24年12月1日に施行いたしました。

貴会におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただくとともに、会員のみなさまにお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

久留米市城南町15番地3
久留米市役所市民文化部市民課
担当：井手・宮園
電話 0942-30-9027
ＦＡＸ0942-30-9758

福岡県
土地家屋調査士会
24.12.11
受付
0806